

(2) 全社統制（情報と伝達）の不備

本件事案に関する重要な情報が当社取締役会に適時に上程されなかったため、取締役会による監督、監視及び検証の機会が確保されませんでした。また、監査法人にも必要な情報が提供されませんでした。

(3) 決算・財務報告プロセスにおける不備

経理財務部門における本件事案に関する情報収集及び検討体制が十分でなかったため、製品補償損失引当金計上の要否に関する検討が適時・適切に行われませんでした。

上記のうち、(1)の全社統制（統制環境）の不備については、当事業年度末日までに是正されたものと判断しております。一方、(2)の全社統制（情報と伝達）の不備及び(3)の決算・財務報告プロセスにおける不備については、当事業年度末日時点において是正されていないものと判断いたしました。その結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正されなかった理由

上記1.の(2)及び(3)の不備については、当事業年度末日までに一部の是正措置を実施しましたが、不備の是正に必要な全ての措置の完了には至りませんでした。このため、当事業年度末日時点において、これらの不備は是正されていないものと判断いたしました。

3. 開示すべき重要な不備の是正に向けた方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識し、2026年3月19日付「再発防止策に関するお知らせ」において公表した再発防止策を着実に実行し、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

当事業年度末日後、本日までに、当社の関係会社管理規程を改定するとともに、当社と主要子会社との間で経営管理契約を締結し、主要子会社及びその傘下にある関係会社の重要事項が当社に適時・適切に報告される体制を整備いたしました。また、当社経理財務部門が、主要子会社の経営会議等の内容を定期的に確認する運用を開始しております。

今後は、当社経理財務部門の担当者と主要子会社の経理担当者との定期連絡会を開催し、財務報告に重要な影響を及ぼし得る事項を早期かつ継続的に把握する体制を強化してまいります。また、重要な会計判断を協議・検討する会計論点検討会（仮称）を開催し、適切な会計処理を確保するとともに、監査法人への必要な情報提供を徹底してまいります。

当社は、これらの再発防止策の整備及び運用状況を継続的に確認するとともに、内部監査部門によるモニタリング及び評価を通じてその有効性を検証し、開示すべき重要な不備の是正に取り組んでまいります。

4. 連結財務諸表に与える影響

当該開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、過年度の訂正後の連結財務諸表及び当連結会計年度の連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

以上